

草津市中小企業等 DX 推進補助金（概要）

1. 補助金の目的と概要（第1条）

市内中小企業等に対し、現場の実務を通じたデジタルスキルの習得や自立的な変革を担う人材育成を含めたDX環境の構築に必要な機器導入や運用を支援することで、各企業の安定的な事業展開を促し、競争力の強化を通じた市内経済の振興を図ります。

2. 補助対象者（第3条）

- (1) 補助対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者または同法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 総務省が定める日本標準産業分類における「製造業」以外の業種であること。
- (3) 市内に事業所等（仮設または臨時の店舗、その他その設置が恒常的なものでないものを除く。）を設置し、補助対象事業を実施できること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 本補助金の交付対象となる事業において、市の他の補助金の交付を受けていないこと。

(※) 上記に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ①：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可・届出を要する事業
- ②：フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づき営む事業
- ③：政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体に係る活動
- ④：宗教法人法第2条に規定する宗教団体に係る活動
- ⑤：その他市長が適当でないと認めるもの

3. 補助金額・補助率（第5条）

上限額：60万円（環境整備：30万円以内、人材育成：30万円以内）

補助率：それぞれの区分ごとで1/2

※1 人材育成に係る補助金の合計額は、補助金合計額の4分の1以上とします。

※2 人材育成の申請は必須とします。（環境整備のみの申請は不可。）

※3 申請額は、千円未満を切捨て記載してください。

※4 環境整備と人材育成は関連性のある申請内容にしてください。（下表を参照）

分類（例）	環境整備（ハード）	人材育成（ソフト）
A.業務効率化	クラウド型発注業務管理システムの導入 （受発注・在庫管理のデジタル化）	システムを運用・管理するための操作 習熟研修、およびデータに基づく在庫 最適化スキルの習得
B.販路開拓	ECサイトの構築・分析ツールの導入 （オンライン販売体制の整備）	デジタルマーケティングの戦略立案研 修、およびSNS等を活用した集客ノウ ハウの習得

4. 補助対象経費等（別表）

補助対象経費			補助限度額	補助率
区分	経費区分	内容		
環境整備	機器購入費	業務プロセス等の質的向上のために必要となる機器を購入するための費用（汎用的に使用する場合は、パソコン、タブレット、スマートフォン等は対象外）	環境整備 30万円	1/2
	ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア等（業務ソフトウェアに限る）のデジタル化により生産性向上等につながるもの		
	使用料	業務管理ツール利用料、業務ソフトウェア利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア（ワークフロー、リモートワークアプリ）利用料等		
人材育成	e ラーニング等の受講に要する経費	受講料、負担金、教材費、管理料、登録料等	人材育成 30万円	
	外部の講師を招いて実施する内部研修に要する経費	謝礼、旅費、教材費、会場費、設備使用料等		
	外部研修の参加に要する経費	受講料、負担金、教材費、旅費等		
	外部の専門家を招いて技術指導を受ける費用	謝礼、旅費等		

※実績報告提出までに、事業を完了し全ての支払を終えること。

5. 申請書類等（第6条）

●申請期間

令和8年5月7日（木）～

※予算の上限に達した場合は、その時点で申請受付を終了する場合があります。

●提出書類

- 1) 草津市中小企業等DX推進補助金交付申請書
- 2) 計画概要書
- 3) 実施する事業に関する補足説明資料
(機器購入等に係る見積書の写し、補助対象事業の内容が分かるもの)
- 4) 履歴事項全部証明書の写し (個人事業主においては個人事業の開業届出書の写し)
- 5) 財務明細書 (貸借対照表、損益計算書)
- 6) 市税の納税証明書
- 7) その他市長が必要とする書類
 - ▶ 申請者 (事業者) の概要資料
 - ▶ その他市が必要に応じて提出を求める資料

●審査方法

- ・「計画概要書 (様式第 1 号)」および「実施する事業に関する補足説明資料」等に基づき、市が交付の可否を決定します。
- ・申請書類等の提出後、記載内容等に疑義がある場合は内容の確認や追加で資料の提出を求める場合があります。

6. 実績報告 (第 7 条)

- ・交付決定日以降に補助対象事業を実施してください。
- ・補助対象事業については、「令和 9 年 2 月 2 6 日 (金)」までに次の書類を提出してください。

●提出書類

- 1) 草津市中小企業等 DX 推進補助事業実績報告書
- 2) 実績概要報告書
- 3) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し
- 4) チェックリスト
- 5) その他市長が必要とする書類
 - ▶ 事業実施の様子が分かる写真
 - ▶ 事業に要した資料等の写し
 - ▶ その他市が必要に応じて提出を求める資料

7. 補助金交付までの流れ

